

令和4年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

1 日 時

令和4年7月7日(木) 午後3時00分～4時00分

2 場 所

宮崎労働局労働基準部 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	橋口、松岡
労働者代表委員	鎌田、中川
使用者代表委員	甲斐、河野
事務局	松野労働基準部長、森賃金室長、吉田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、令和4年度の運営小委員会を開催いたします。

最初に、議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いします。

次に、当小委員会の委員につきましては、先程の本審の場におきまして、公労使各2名の委員をお願いすることとなったところです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、松野労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

【基準部長】

各委員の皆様には、本審に引き続き令和4年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会にご出席いただきまして、お礼申し上げます。

この運営小委員会では、先ほどの第1回審議会における諮問を受けまして、これから始まります最低賃金の改正の具体的な審議の進め方等について、ご検討いただきたいと思います。

宮崎の経済・雇用情勢は、先ほど局長が申し上げたとおりでございますが、こうした状況の中におきましても、最低賃金は、労働者の生活の安定と事業の公正な競争の確保に期するものでありますことから十分な審議に基づき、最低賃金を遅滞なく改正することが必要であると考えます。

本年度も、中央最低賃金審議会の審議状況に我々地審も影響を受けながらの審議となりますことから、日程的にも難しい局面となることが予想されるところではございます。でき得る限り地域別最低賃金は、10月1日発効、産業別最低賃金は、年内発効を目指して、ご審議をいただければと思っています。

また、「全会一致」によります結審に至りますよう、審議会運営にご尽力、ご配慮をいただければ幸いです。

今後の審議会を円滑に運営していくために、本日の運営小委員会におきまして、慎重なご検討をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくご検討をお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございます。

議題の1「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですが、従来から、慣例によりまして、公益委員をお願いしているところです。

本年度につきましては、座長を橋口委員に、座長代理を松岡委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは、座長の橋口委員に以後の進行をよろしくお願いいたします。

【橋口座長】

橋口です。改めましてよろしく申し上げます。

この運営小委員会は、本年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていたくという極めて、重要な役割を担っております。委員の皆様の御協力をお願いいたします。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【賃金室長】

運営小委員会資料の説明をいたします。

まず1ページですが、運営小委員会の委員名簿になります。

3ページは、令和3年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況になります。本審5回、地賃の専門部会4回、産別の検討小委員会を2回、産別電機の専門部会を2回、自動車小売専門部会を2回開催しております。

5ページは、令和4年度の審議会運営計画(案)です。10月1日発効のためには8月5日答申が期限となりまして、本日現在の全国の答申予定日は、Dランク16県のうち、820円で最下位である高知県と沖縄県が、8月5日に答申を予定しています。本県と同額の821円は7県でして、そのうち6県は8月5日金曜日で、鳥取だけが8日月曜日の答申を予定しています。机上配付したものに答申予定表がございます。

7ページは令和4年度の審議会開催(案)です。ここのところを詰めていただければと思っております。現時点では、「目安」答申は7月27日水曜17:00からと聞いております。第2回本審は、8月2日火曜日13:45からで15名の委員皆様に案内しております。

第2回本審の議題としましては、改正決定に係る関係労使の意見、この運営小委員会の報告、目安伝達、地賃専門部会委員の選出のほかに、産業別最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しています。

第1回地賃専門部会につきましては、案により8月2日火曜の第2回本審終了後を予定しております。

それ以降の専門部会の開催につきまして、予定では5ページ戻っていただいて、3日の10時にしているところですが、こちらご都合の悪い方が出てきておりますので、ご検討いただくということで、2日が第1回で答申集中が現在は5日みなさん各局予定はしておりますけれども、なかなか5日に出揃うのは難しいんじゃないかなと事務局としては考えているんですけれども、その状況を情報共有するために10日までの間にもう1回

入れたほうがどうかについては、ご意見をいただきたいと思っております。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに意見要旨の公示をいたします。異議申出の期間は15日間となっております。異議申出があった場合は、審議会に意見を求めなければならないと規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになりまして、10日水曜日の第3回本審で答申をいただきますと、15日を経過した日(異議申出締切)が8月25日木曜日となります。それは、資料の9ページ、効力発生一覧表なんですけれども、10日水曜日に答申したら25日が異議申し出締め切り、ですので次の日に異議審を開くのが最短となります。8月26日金曜日10時から異議審を予定したいと思っております。

第4回本審では、異議申出に対する審議のほか、産業別最低賃金の必要性の有無についての答申をいただきたいと思っております。そこで必要性ありとなったのだけを金額改正について諮問になりますから、その前までに検討小委員会を2回入れたと考えております。

ここまで申し上げました運営計画(案)は、予定どおり、7月27日夕方に、遅くとも8月1日までに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程です。

中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしましても、地賃につきましては、8月上旬にかけて集中的な審議になるかと思います。委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

検討小委員会については、第1回検討小委員会を8月17日水曜日に、第2回検討小委員会を8月19日金曜日としております。3回必要だということになった場合には、この日より後には×がいっぱい出てくるんです。ですので、16日の午前中に1回目を入れて、2回目3回目をずらすという方法しかないかなと思っております。

こちら仮定の話としまして、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となりました場合には、各産別専門部会を2回ないし3回程度、10月に開催する予定としております。11ページに最短効力発生予定表がございまして、11月1日火曜日が年内発効のタイムリミットとなります。

13ページからは、先ほど説明した内容と同じになります。こちら、意見書の方の提出を20ページ8月10日水曜日までとしていたんですが、こちら後ほど議題のところでお話させていただきたいなあと思っているところです。

21ページは、何回も申し上げてはいますが、最低賃金審議会令第6条5項の採用についての基本的な考え方となります。

30ページと31ページは審議会公開要領で、昨年度申し込み方法をメールFAXとしたところです。今年、傍聴者が確定した場合は、傍聴者名簿を作成し文書により通知するとしているところを、傍聴者名簿を作成するまで、実際文書による通知を行っておりません。傍聴要領のところ抽選をした場合のみ連絡するという要領にしておりますので、公開要領もそれに合わせるということで、ここ傍聴者名簿を作成するというふうにしたいと思っておりますので、公開要領案を提案させていただきます。

以上、資料の説明とさせていただきます。

【橋口座長】

いろいろ込み入ったところもありますけれども、ただいまの説明について、何かご質問

はございませんでしょうか。

(質疑なし)

【橋口座長】

それでは、議事に入りたいと思います。

議題2は、「令和4年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和4年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、

- 1 地域別最低賃金の審議について
 - 2 特定(産業別)最低賃金の審議について
- それぞれご協議していただくこととなります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、ある程度今日決めておいて、第1回専門部会で再度協議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見等はありませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、地域別最低賃金の審議日程を確認します。8月2日火曜日午後1時45分から第2回本審を、午後3時から第1回地賃の専門部会を開催するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのように決定させていただきます。

宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10月1日発効を目指して審議してきましたが、近年10月上旬にずれ込んでおります。

今年度も中賃の「目安」答申の時期や他県の決定状況など、不確定な部分もあり、10月1日発効を目指したいところですが、審議の都合もあり、10月上旬の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

必ずしも1日の発効にはこだわらないという判断で、上旬の発効を目指したいと思っております。それと全会一致ということで結審に至るようによろしくお願いいたします。

【松岡座長代理】

日程のところですけども、2回目の予定が3日の10時と書いてありますが、詰まっているので、第1回目をやった時に決めるというのだとどうかと思います。

【河野委員】

3日の10時というのが使用者側も午後はいいですけども、午前中は3人のうち2人×なんです。

【賃金室長】

後ろは10日でもいいですかね。

(大丈夫という声あり)

じゃあ、間に第2回の専門部会を入れる。使側は3日の午後は大丈夫。松岡会長はだめ。労はどうですか。

【中川委員】

3日の午後は大丈夫です。

【橋口座長】

最初10時。

【中川委員】

10時がだめで午後はどうでしょうかという話で、労側は3日の午後は大丈夫です。

【賃金室長】

会長欠席で、専門部会今から決めるんだけど、事務局としては専門部会の部会長を橋口座長にお願いしたいと思っているので、3日入れといたほうがよろしいか、それとも2日の3日であまり環境が動かないということだったら、5日の状況がわかる8とか9、どっちが。

【松岡座長代理】

私は9は全然ダメです。8は午前なら空いています

【橋口座長】

8、9は大丈夫です。

【賃金室長】

8日10時は×になっているけど大丈夫ですか。

【橋口座長】

大丈夫だと思います。調整の段階で何か入っていたかもしれませんが。

【賃金室長】

河野専務と野口専務が8はダメ。

【河野委員】

私は大丈夫。野口さんがダメか。

【賃金室長】

ここは2回目だから、9人いなくても、1人は嫌だけど2人いればいいかなという気はするんですよね。

【中川委員】

この2回目というのはだいたい金額を提示させていただく。1回目で見解を述べさせていただいて、2回目で金額提示。

【橋口座長】

昨今はそんな感じです。

【賃金室長】

基礎調査結果を早く聞きたかったら、2日に間に合わせて、ただ、審議の時間が長くなるかもしれないけれども。

【橋口座長】

2日やって3日にするというよりは、見解とか金額提示を2日にやっておいて、そして少し動向を見ながらの議論ということで8とかにやらせていただいたほうがいいような感じがします。

【賃金室長】

じゃあ8月8日月曜日の、松岡先生10時で。

【松岡座長代理】

2時まで延岡に戻れば大丈夫です。

【賃金室長】

8月8日10時、電車が9時16分到着で、9時45分でも。中川会長どうですか。

【中川委員】

大丈夫です。

【橋口座長】

おおよそ2時間ぐらいできれば。

【賃金室長】

じゃあ、第2回の専門部会は、8日9時45分、会場は大丈夫です。8月10日については、1時45分、今日と同じようなスケジュールで1時45分専門部会、まあ1時間ぐらいで大丈夫と思うので、本審を2時45分。

【橋口座長】

もう1回整理しますが、第2回本審が8月2日1時45分、第1回の専門部会が同日3時から、第2回専門部会が8月8日9時45分から、第3回専門部会が8月10日1時45分から、その後に本審、予定として1時間後の2時45分ぐらいからということによろしいでしょうか。

(労使了承)

【中川委員】

日程はそれでいいですが、第1回の部会で基本的見解と金額提示もさせていただくということになりますか。

【橋口座長】

そうですね。ご無理がなければ。

【鎌田委員】

どうでしょうか。結構パンパンというか、去年1回経験させていただきましたが、第1回で基本的見解と参考人聴取もあるんでしたでしょうか。

【賃金室長】

これはですね、あるかどうかは今から関係労使の意見を公示しますから、出てくるのが、去年ふれあいユニオンさんと県労連さんがあって、希望されますかというのを聞いて希望されたら第2回の専門部会で発言していただいているから、1回目はそれを書面で皆さんにご披露するということになると思います。

【鎌田委員】

何が言いたいかといいますと、去年が2回目でした、金額提示が。それで3回目で結審したわけですね。

【賃金室長】

4回目ですね。

【鎌田委員】

4回目でしたか。今年は今のところ3回の計画で、だから1回目に金額提示した方がということですか。

【賃金室長】

今年は目安から目安の伝達まで時間がかかっているんですね。皆さんの予定が合わなかったんですね。

【室長補佐】

2年前は3回だったんです。1回目は基本的見解の表明で2回目に金額提示ということでした。

【鎌田委員】

それで3回目で結審。

【室長補佐】

そうです。昨年は4回で、1回目に基本的見解の表明、2回目に金額提示と意見聴取と資料説明という形でした。

【鎌田委員】

ということは2年前で行けば、2回目に金額提示、3回目に結審したという流れもあるんですね。

【室長補佐】

そういう流れもあります。

【中川委員】

参考人聴取については、第2回の部会になる。

【賃金室長】

そうですね。皆さんに参考人聴取をしてよろしいかということで、よろしいというのを聞いて呼ぶという形で、必要ないという意見が多かったら、すいませんけれども書面でいただいていますからということにします。

【橋口座長】

だから書面よりも突っ込んだといいますが、具体的なものを発表してもらおうということも条件で付けさせていただいたわけですよね。

【中川委員】

金額提示が8日では遅いかなと。2日にするのが日程的にはですね。従来通り3日だったら3日にさせていただくというのもあるかもしれませんが。

【橋口座長】

2日がベターだと思いますが、労使ともにご無理であれば、もうちょっと3日も考えないといけませんけれども。中川委員いかがですか。

【中川委員】

予定では第2回の部会だと思っていましたけれども、8日はもう、5日が10月1日の期限ですので、8日に金額提示になるとずれ込むのかなと思っていますので、中央の目安とかが出ていると思いますから、2日に金額提示出来るよう努力したいと思います。

【橋口座長】

ありがとうございます。使側はよろしいですか。

【河野委員】

はい。大丈夫です。

【中川委員】

これはまた修正したのを作っていただけますか。事務局大変だと思いますが。

【賃金室長】

一斉に情報提供もしますし、次で運営計画を作り直して出します。

【橋口座長】

それではよろしいでしょうか。

(双方異議なし)

それでは先ほどお示した日程でということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、「特定(産業別)最低賃金の審議について」、検討いただきたいと思います。

この件については、

「改正の必要性について」の検討の場をどうするか

審議のスケジュールをどうするか

ということを検討する必要があるかと思います。

まず、「改正の必要性について」の検討の場をどうするかについて、ご意見をいただきたいと思います。

今年も昨年と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討することでいかがでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

それでは、必要性の検討は、検討小委員会の場で行うことといたします。

なお、産業別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。

このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされており。

関係労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようお願い申し上げます。

いと思います。

次に、「審議のスケジュール」について検討します。

まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明のあった日程（案）を踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。第1回が8月17日、第2回が8月19日ということでしたけれども、17日は別に資料も出されていますけれども、少し事務局からご説明いただいた方がいいんじゃないでしょうか。

【賃金室長】

（3）でここを説明したいかなと思っています。ここは日程だけで。

【橋口座長】

そうですね。日程的にそれでは示されております1回目の検討小委員会8月17日午後1時30分から、第2回検討小委員会8月19日午後1時30分からということで、時間も含めて大丈夫でしょうか。

（労使了承）

【橋口座長】

それでは、今のように日程についてはさせていただきます。

最後に、議題の（3）「関係労使の意見聴取」について検討します。

本審で概要の説明があったところです。

希望する関係労使は8月17日午後1時30分からの第1回検討小委員会で希望により書面または発表で行うということでした。ご意見をいただきたいと思います。

少し補足されますか。

【賃金室長】

若干説明をしたいと思います。1枚物で検討小委員会の進め方みたいなのを作っております。17日13時30分からと予定通りなった場合に、4産業2名ずつ8人が来た時のタイムスケジュールということになっております。関係労使の意見聴取の概要については、先ほどの本審で説明したとおりです。今スケジュールについても確認いただいたと思います。推薦については、本当に労使各側ご苦労いただいて、それぞれの産業の代表、組織、あと氏名についてもご提出いただいているところです。この日までに次は意見書をいただくというふうな段取りにしているところです。スケジュール的には冒頭議事後すぐに各側から意見を発表してもらって、委員からの質問を受け付けるというふうにしたいと思っております。

事務局の提案としては、三島先生に座長をお願いしたいと思っております。あくまで意見に対する質問だけ受け付ける場で、発表者と討論の場ではないということを説明したいと思っております。本当に関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善に近づけるんじゃないかと思っております。そのときに、検討小委員会直前に意見書とか発表の希望が届くのはちょっとスケジュール的に窮屈ではないかなと思っているので、この点をご検討いただいて、資料の意見書の様式が20ページ締め切りを8月10日水曜日に行っているんですけども、ここがもうちょっと早まらないかなというところでご協議させて

いただきたいと思ってるところです。

意見書では労側は特に当該特定最賃自体の存在意義、一時的に地賃に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性を主張していただけると必要性の参考になると考えています。一方使側はですね、その反対、必要性がないという根拠、廃止を具体的に主張していただけると審議の参考になるというふうに考えているところです。事務局からは希望される場合は出席していただくので、旅費の負担を、遠くから見える方がいるので、ご負担を関係労使ができるかどうか、できないとなると予算的な措置を今からしないといけなくなるので、そのあたりをご相談したいなと思います。開催通知を出した方が発表者が出席しやすいというようなご意見をいただいているので、開催通知は作成したいなと思ってるところです。

以上が意見聴取の説明になります。

【橋口座長】

ありがとうございます。

【河野委員】

使側としては、意見発表、この場に来てというところは4業種の中で1つぐらいかなと考えているのですが、あとは書面でと今のところ考えています。

【中川委員】

労側は初めての機会ですので、ぜひ現場で、業界で働かれる方に年休を取っていただいで出席をしていただくということで全員予定をしております。

【橋口座長】

ありがとうございます。今の予定で行くと、この資料では使側も4業種という前提で組まれているのですが、ちょっとその辺のスケジュールは違って来る可能性が高いということですね。

【賃金室長】

意見書を黙読してくださいという時間を設けて、質問は受け付けられないというような形になるかなと思います。

【河野委員】

労側が4業種全員という話を聞きましたので、使側も1つではなくて3つぐらいは出さないといけないのかなという気持ちはあります。そこは今から調整しないといけないですが。

【橋口座長】

中川委員もおっしゃられたように、これ初めてということでもいいんですか。実際に意見聴取を行うということに関しては、宮崎の場合は。

【賃金室長】

初めてだと思います。

【橋口座長】

これまでは出されていた資料で検討していたということですね。これは画期的なことですので、そういう意味では少し手違いもあったりとかいうことも予想はされますけれども、今労側から4業種それぞれに来ていただくという段取りを取っているということで、ありがとうございます。使側もあらためて、そのことを受けてもう少し実際に意見表明される方を選出されるということで。

【河野委員】

一応、ペーパーを出している推薦者はそのまま、それが書面だけなのかここに来て発表するかというのだけを調整させていただきます。

【橋口座長】

はい。4業種それぞれ意見表明はあるということで、書面だけになるかここに来て意見表明になるかは別だけれどもということですね。ただ、実際来てもらう人が増えるかもしれないということで受け止めておきます。

それと、先ほど事務局から言われた8月10日までにというのを少し前にできないかという点についてはどうでしょうか。

【河野委員】

努力しますとしか言えないですね。

【賃金室長】

本審が8月10日で、地賃の審議日程でギリギリではあるけれども、こんなのが出てるんだという情報提供ぐらいはその前にもらってた方ができるかなという気持ちはしています。そのことは必要なくて17日の検討小委員会のメンバーだけで十分だということであればですね。

【河野委員】

10日の第3回本審の時に、こういうのが出ていますよということをとということですか。

【室長補佐】

17日の前に事前に目を通していただくようなという意味ですよ。

【賃金室長】

そうです。検討小委員会の前にということです。それが10日までだと窮屈かなという気はしていますけれども、じっくり検討していただくということであればもうちょっと早くがいいかなと。

【橋口座長】

具体的には何日ぐらいがいいというのがあるんですか。

【賃金室長】

具体的にはないのですが、地賃が出た方がいいですね。

【河野委員】

そうです。地賃の答申があった方がいいですね。

【賃金室長】

地賃の答申があった方がよければ、もうちょっと遅い方がいいという意見もあるかもしれない。

【河野委員】

地賃の状況がどうかというのも考えた方がいいかもしれない。

【橋口座長】

関連性は考慮しますからね。それは当然ですね。

【河野委員】

もうちょっと後ろがいい。

【中川委員】

今まで4業種ずっとやってきて、地賃が上回ったということでどうしても肉乳と商品小売は、そういう背景がありましたので、事務局も大変だと思いますけれども、今年を目安の動きとかありますから、出来れば後の方がいいです。

【賃金室長】

では、答申後速やかにおきましようか。

【橋口座長】

そうしましようか。どっちにしても盆の時期だから大変ですけども。

【賃金室長】

答申後速やかというふうに次の本審で要領は決定ということにしたいと思います。

【河野委員】

それでよろしくをお願いします。

【橋口座長】

そういうことでよろしくをお願いします。

【賃金室長】

17日の持参でも大丈夫ということでもいいですか。

【河野委員】

はい。

【賃金室長】

それでは変更します。

【橋口座長】

実質は 16 日に出してもらった方がいいんでしょうけれども、そこは事務局にお任せいたしますので、ご案内はそうようにしていただきます。

いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

第 1 回検討小委員会を 8 月 17 日午後 1 時 30 分からで、発表者の希望する書面または発表で意見をいただくとします。

次に、特定（産業別）最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定（産業別）最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。

したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をする、としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、次に、特定（産業別）最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。

特定（産業別）最賃の第 1 回専門部会は、例年、特定（産業別）最賃ごとに開催しております。

つまり合同開催はしておりませんが、このことについてご意見をいただきたいと思えます。このやり方で今年度もよろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、特定（産業別）最賃の金額審議を行う場合は、第 1 回専門部会は合同開催としない、とします。よろしくをお願いします。

次に、議題 3 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の採用について、お諮りしたいと思います。

例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審は開かないこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

次に、議題4「最低賃金審議会公開要領について」事務局から説明のあった公開要領の通知について、文書による通知を削除することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

特に意見はないようですので、お取り計らいをよろしくお願いします。

このほかに、本年度の審議会の運営について、なにかご意見はありませんか。

【鎌田委員】

先ほど伺えばよかったのですが、今回から提出する意見書ですが、意見書は様式の枠内に入れて、それとも別紙があってもよろしいでしょうか。

【賃金室長】

あってもいいです。

【鎌田委員】

それを11部持ってきてということですね。

【賃金室長】

その日、事前にご提出がなければですね。

【鎌田委員】

枠内でなくて別紙があってもいいということで捉えていいですね。

【賃金室長】

大丈夫です。

【橋口座長】

この書式に沿ったものが提示されていれば、別紙でもよろしいということの扱いでよろしいですね。

【賃金室長】

13ページの要領のところに意見書、かっこ任意様式でも可というふうにしておりますので。

【橋口座長】

はい。これは実施要領自体、これでいいですねという確認はしていませんが、よろしいですね。

【賃金室長】

実施場所等を、今日決まったから、今日決まった内容に変えたいと思います。

【橋口座長】

そうですね。そこは仕上げていただくということでよろしいですね。

【賃金室長】

はい。

【橋口座長】

わかりました。

【中川委員】

それに関連して質問ですが、質問という時間については、出席したメンバーからの質問ということでもいいでしょうか。

【賃金室長】

発表者に対して質問して、シナリオは作っているんですけども、座長の方からわからないことはわからないでいいですよ、討論の場ではありませんよということをシナリオではするようにしております。

控室を準備して、呼んできて発表してもらって、質問を受けて回答して、帰ってもらって、次の人に入ってもらってというようなのをイメージしています。

【橋口座長】

書面だけの場合は、

【賃金室長】

書面だけの場合は、書面を読んでくださいということで。黙読してもらってもいいかなと思っています。これについて、もし質問があって、各側が答えられるのであれば答えてもらってもいいかなと思います。そこは臨機応変にしたいと思います。

【橋口座長】

ほかにございませんか。初めてのことをやりますので、いろいろ詰めないといけないことが出てくるとは思いますけれども、特にこの場ではございませんでしょうか。

(質問等なし)

ありがとうございます。

それでは、第2回の本審に対しての合意していただいた内容について、事務局に報告文としてまとめてもらいますので、しばらく休憩とします。

(休憩後、報告文(案)の配付)

【橋口座長】

ただ今、配付されました報告文（案）について、事務局に朗読をお願いします。

【室長補佐】

報告文の案を作成しましたので、ご確認をお願いします。

次回本審を8月2日に予定しておりますので、同日付での審議会会長あての報告となります。

それでは読み上げます。

〔報告文（案）朗読〕

【橋口座長】

ありがとうございます。

ただ今、朗読されました報告文により、8月2日開催予定の本審に、運営小委員会のま
とめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【橋口座長】

ありがとうございます。

以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、他に意見等なければ、本日の議事
録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もなく、宮崎地方最低賃金審議会
運営規程第7条第4項の規定により公開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【橋口座長】

ありがとうございます。

「異議なし」として議事録は公開とします。

冒頭事務局からの説明のとおり、議事録の確認は中川委員と河野委員をお願いします。
本日の運営小委員会は、これで終わります。ありがとうございました。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員